

四運自旅第 86号の3

四運技整第151号の3

令和3年5月18日

四国管内レンタカー事業者 殿

四国運輸局自動車交通部長

四国運輸局自動車技術安全部長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の再延長）

標記について、令和3年5月14日付け国自旅第44号、国自整第37号により自動車局旅客課長、整備課長から別添のとおり通知があったので了知願います。

なおリストをFAXで送付する場合の提出先は以下のとおり前回より変更ありません。

香川運輸支局企画観光・輸送・監査部門 Fax:087-882-4033

徳島運輸支局輸送・監査部門 Fax:088-641-4814

愛媛運輸支局輸送・監査部門 Fax:089-957-9035

高知運輸支局輸送・監査部門 Fax:088-866-7310

国自旅第44号
国自整第37号
令和3年5月14日

四国運輸局

自動車交通部長 殿
自動車技術安全部長 殿

自動車局旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検については、令和2年5月8日付け国自旅第43号、国自整第26号により、非稼働期間等の必要事項を記載したリストを提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、非稼働期間を満了した際には、定期点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和3年2月16日付け国自旅第424号、国自整第298号により、その取扱いを令和3年6月30日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両については、本取扱いを令和3年9月30日までとしたので了知されたい。

また、非稼働期間を令和3年6月30日までとして申請（令和2年9月30日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている非稼働期間を令和3年9月30日までと読み替えるものとする。

【リスト提出先】※電子メール又はFAXいずれか一方のみの方法で提出してください。

- 電子メールの場合 メールアドレス：hqt-rentacar@gxb.mlit.go.jp（前回より変更なし）
- FAXの場合 FAX番号：管轄する地方運輸支局輸送部門

なお、本通達は、一般社団法人全国レンタカー協会宛に通知していることを申し添える。